

# 2025年に向けた 医療機関毎の具体的対応方針について

千葉県 健康福祉部 健康福祉政策課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)

# 具体的対応方針の策定

## 「地域医療構想の進め方について【国通知】（H30.2.7）」

調整会議における具体的議論を促進するため、病院及び有床診療所に対して「具体的対応針」の策定を、都道府県に対しては、毎年度、具体的対応方針を取りまとめ、地域医療構想調整会議で協議することが求められた。

### 【※具体的対応方針とは】

各医療機関が定める2025年を見据えた「構想区域において担うべき医療機関としての役割」や2025年に持つべき「医療機能ごとの病床数」等についての方針

## 調整会議における協議（H31.3）

### ● H31.3 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議開催

各病院等から報告のあった具体的対応方針について協議し、合意が得られた。

⇒その後、変更があった場合は、その都度協議を実施。

具体的対応方針の変更等があった場合は、令和元年8月20日付け健福第758号「2025年における医療機関ごとの具体的対応方針の今後の協議の進め方及び手続き等について（依頼）」に基づき必要な手続き等をお願いします。

※千葉県ホームページから調査票(エクセル)がダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

# 具体的対応方針の見直し

## 「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け 医政発0324第6号）【国通知】

第8次医療計画（2024～2029年度）の策定作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

### （以下の視点も踏まえて検証・見直しを要請）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、病床の機能分化・連携の重要性が改めて認識されたこと。
- 医師の時間外労働の上限規制の遵守と地域の医療提供体制の維持・確保を同時に行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における病床機能の分化・連携など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であること。

## 「地域医療構想に係る具体的対応方針の策定・見直しについて（依頼）」【県通知】

- 各医療機関において具体的対応方針の再検討を依頼する。  
⇒再検討の結果、具体的対応方針に変更が生じた場合には、変更した具体的対応方針の内容を報告いただくよう依頼。

※厚生労働省医政局事務連絡「地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について」により、国から具体的対応方針の検討状況について調査依頼。具体的対応方針の策定・見直しと併せて各医療機関にG-MISにより調査への回答を依頼。

# 具体的対応方針の検討・見直し結果（東葛南部）

- ・ 前回開催した東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議以降、15医療機関から内容変更の報告があった。 ※作成済の具体的対応方針の一覧表を更新
- ・ 今回、検討・見直しを行った具体的対応方針は、あくまで現時点で考えられる役割・機能であり、他の医療機関の方針も含めた地域の状況を確認しつつ、今後も必要に応じて見直しをお願いしたい。

## ○変更の報告のあった医療機関

	医療機関名（15機関）
病院	①東京ベイ・浦安市川医療センター
	②医療法人社団平静会大村病院
	③医療法人財団明理会行徳総合病院
	④医療法人友康会行徳中央病院
	⑤医療法人一条会(社団)一条会病院
	⑥船橋市立医療センター
	⑦医療法人弘仁会板倉病院
	⑧医療法人社団嬉泉会大島記念嬉泉病院
	⑨医療法人社団協和会滝不動病院
	⑩ <del>社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会船橋三和病院</del> <撤回>
	⑪医療法人社団心和会新八千代病院
	⑫東京女子医科大学附属八千代医療センター
	⑬医療法人梨香会秋元病院
	⑭医療法人徳洲会鎌ヶ谷総合病院
診療所	⑮鈴木レディースクリニック
	⑯秋津産科婦人科

※R4病床配分に関わる対応方針の変更は、今回見直しに未反映。

→次回調整会議で協議予定。

## ○当該圏域の病床機能の状況

### 【R3病床機能報告(R3.7.1)】

(単位：床)

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
必要病床数 (R7年)	A	1,376	4,783	4,072	2,779	-	13,010
病床機能報告 (R3.7.1)	B	1,661	5,900	1,844	1,899	393	11,697
差し引き	B-A	285	1,117	▲2,228	▲880		▲1,313
		過剰	過剰	不足	不足		不足

### 【定量的基準に基づく推計値(R3.7.1)】

(単位：床)

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
必要病床数 (R7年)	A	1,376	4,783	4,072	2,779	-	13,010
R3推計値	B	1,531	4,599	2,847	1,710	1,010	11,697
差し引き	B-A	155	▲184	▲1,225	▲1,069		▲1,313
		過剰	不足	不足	不足		不足

※「休棟等」には非稼働、健診のための病棟などのほか、令和3年度病床機能報告の対象医療機関のうち未報告の病床等を含む。また、推計値の「休棟等」には、診療実績等のデータの欠損により分類不能となった病棟も含まれる。